

令和7年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

| | | | |
|--|-----------------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 密集市街地における京町家の大規模修繕を促進させるための計画策定支援 | | |
| 予算額 | 6,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担当課 | まち再生・創造推進室(222-3503) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>密集市街地内では、本市の貴重な財産である京町家が路地に面して数多く存在しているが、建築基準法上、原則として大規模修繕が認められず、密集市街地の防災上の課題となっていた。</p> <p>建築基準法の改正（令和6年4月1日施行）により、敷地が建築基準法の道路に接しない路地奥等の京町家の大規模修繕（以下、「路地奥等京町家の大規模修繕」という。）が可能となる認定制度を創設した。しかし、制度へのなじみが薄いことや、手続への負担感から、これまで制度活用の実績がない。</p> <p>密集市街地の路地の安心・安全で京都らしい風情を保つため、京町家を保全・活用しつつ、防災上の課題も解消していけるよう、認定制度の活用事例を作り、周知・定着を図ることによって、路地奥等京町家の大規模修繕を促進させる必要がある。</p> | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>密集市街地の路地奥等京町家の大規模修繕の計画策定を支援する補助制度を創設し、認定制度の活用に係る支援を行う。</p> <p>また、路地奥等京町家の大規模修繕の先行事例を活用し、認定制度の周知・定着を図ることによって、耐震性・防火性の向上に資する大規模修繕工事を促進し、密集市街地の防災性を高めていく。</p> <p>具体的には、以下の計画策定に係る支援を行う。</p> <p>(1) 補助対象建築物 密集市街地等に存する京町家（昭和25年以前に建築された木造建築物）でその敷地が建築基準法の道路に接しないもの</p> <p>(2) 補助の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外観について、伝統的な様式を持っていること又は伝統的な様式に改修すること ・ 大規模の修繕又は大規模の模様替に伴う接道規定の適用除外に係る認定を受けること <p>(3) 補助金額 大規模修繕の調査、計画及び設計に要する費用の1/2を補助（上限2,000千円）</p> | | | |
| <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> | | | |

令和7年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

| | | | |
|---|-----------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 地域特性を生かした景観創造のための調査 | | |
| 予算額 | 25,300 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担当課 | 都市景観部 景観政策課(222-3397) | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>平成19年から実施している「新景観政策」は、「豊かな歴史的資産を保全・再生しつつ、時代に応じて新たな価値を創造することにより、新旧が融合した多様性と重層性を備えた京都固有の景観を形成する」という基本方針に則り、建物の高さ規制やデザイン規制、屋外広告物の規制等を全市的に見直し、運用してきた。</p> <p>策定当初から「社会経済情勢の変化を勘案しつつ絶えず進化する政策」であるとして、随時検証のうえ進化を続けきた本政策は、令和9年に実施20年の節目を迎え、6万件を超える建築物の建て替わり等を経た今、この間の京都の町並みの変化を踏まえて、次なる政策の進化を実施する時期にある。これまで取り組んできた、自然・歴史的景観や町並み景観の保全にあわせて、これからの時代の変化や市民ニーズの変化に対応した景観政策とすることで、地域の活力を向上させる景観づくりに取り組む必要がある。</p> | | | |
| <p>【事業概要】</p> <p>政策の進化に先立ち、本政策の実施状況や景観の現状を詳細に調査し、近年の社会動向を踏まえ、その効果や課題をあぶり出す必要がある。</p> <p>平成19年以来、6万件を超える建築物が建て替わったことで、当然、それらが構成していた景観にも変化を生じさせていると考えられる。特に景観地区においては、きめ細やかなデザイン誘導により景観形成を図ってきており、改めて詳細な調査を行うことで現況評価を行う必要がある。</p> <p>また、平成22年に構築し運用してきた景観政策検証システムや、この間の政策進化における議論にて積み上げてきた知見をベースとしながら、調査結果をもとに政策の実施状況を検証し、総体的な振り返りを行うことで、次なる進化として、より一層の景観的魅力を引き出す手法について検討する。</p> | | | |
| <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策進化に向けた景観評価手法の検討 ・景観地区における町並み景観の調査（美観地区、美観形成地区） ・調査結果を基にした課題抽出とアプローチ手法の検討 | | | |
| <p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> | | | |

令和7年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

| | | | |
|--|--|-------------------|-----------|
| 事務事業名 | 観光地等交通対策 ～東大路通渋滞緩和に向けた迂回誘導の促進～ | | |
| 予算額 | 47,000 千円 <small>(全体事業費 77,028 千円のうち充実分)</small> | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 歩くまち京都推進室(222-3483) | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市では「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、秋の観光ピーク期における嵐山地域及び東山地域での交通の円滑化と安全快適な歩行空間の創出のため、関係者及び地元と協議・調整し、府警等関係機関との連携の下、臨時交通規制等の交通対策を、パークアンドライドの利用促進とともに取り組んできた。</p> <p>特に東大路通等における秋の観光シーズン時の交通渋滞については、周辺道路の混雑や路線バスの遅延等、地域住民の生活への影響が大きく、対策が必要であることから、令和6年度には、新たな車両流入抑制対策として、市内各所での周知・啓発等により、東大路通南行車両の堀川通への迂回誘導を行った。</p> <p>令和7年度は、東大路通の更なる渋滞緩和を目指し、令和6年度に実施した周知・啓発等に加え、迂回誘導を一層促進するための情報発信を強化する。</p> | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>広報車の配置や横断幕の設置等、令和6年度に実施した周知・啓発等に加え、東大路通南行車両の堀川通への迂回誘導を一層促進するために、新たに次の情報発信に取り組むことで、渋滞緩和を図る。</p> <p><u>①SNS等による情報発信の強化</u></p> <p>SNS等を積極的に活用して、幅広く情報発信を行うとともに、ターゲットを絞った集中的な啓発（マイカーでの流入の多い地域で入洛実績のある方を対象とする等）により、迂回誘導を促進する。</p> <p><u>②電子表示板による情報発信の強化</u></p> <p>電子表示板を周辺の道路に新たに整備（3基）することにより、道路利用者が視認しやすく、秋の観光ピーク期に限らない恒常的な迂回誘導等の情報発信を強化する。</p> | | | |
| <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> | | | |

令和7年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

| | | | |
|--|---------------------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 交通混雑緩和に向けた情報発信等の強化 | | |
| 予算額 | 43,500 千円 (全体事業費 119,900 千円のうち充実分) | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 歩くまち京都推進室(222-3483) | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>公共交通における観光課題は、「観光客が京都駅に一極集中する」こと、さらに「京都駅を発着する一部のバス路線に観光客が過度に集中する」ことの「2つの集中」に起因する。</p> <p>これらを緩和するために、令和5年度から、鉄道事業者等とも緊密に連携し、観光客の「日常生活・出発地」、「車内・経路」、「目的地直前」という3つの段階に応じたきめ細かな情報発信等により、観光客の「サブゲート（周辺駅）への分散化」を促すとともに、「バスから地下鉄・鉄道利用への誘導」を行い、移動経路の分散化を図っている。</p> <p>令和7年度は情報発信を強化するとともに、京都駅の案内表示を充実させることにより、京都駅及び一部バス路線への観光客の集中を緩和し、市民・観光客双方の円滑な移動の促進を図る。</p> | | | |
| <p>【事業概要】</p> <p>①京都駅案内表示の充実 関係鉄道事業者等と連携し、京都駅において経路床面表示等の環境整備を行うことにより、市民・観光客双方の円滑な移動の促進を図る。</p> <p>②デジタル広告による情報発信 令和6年度秋の観光シーズンに実施した、外国人観光客を対象としたデジタル広告(Google 広告、Facebook、Instagram 等)によるサブゲート利用を促す情報発信について、<u>実施時期を拡大し、春の観光シーズン(令和8年)にも実施するとともに、対象を日本人観光客等にも拡大する。</u></p> <p>③関西圏における京都駅を経由しない入洛ルート等の情報発信 令和6年度秋の観光シーズンに実施した、大阪方面から入洛する観光客等に向けた京都駅を経由しない入洛ルートや鉄道での主要観光地へのアクセスを促す情報発信について、<u>一部万博期間中や春の観光シーズンにも実施時期を拡大する。</u></p> | | | |
| <p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> | | | |

令和7年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

| | | | |
|--|---|------------|----|
| 事務事業名 | 既存住宅の取得支援による若年・子育て世帯の定住・移住促進 | | |
| 予算額 | 280,000 千円 <small>(全体事業費 630,000 千円のうち充実分)</small> | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担当課 | 住宅室 住宅政策課(222-3666) | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>京都市の人口動態（令和4年12月公表）においては、結婚・子育て期（25～39歳）の若い世代が、手の届く価格帯の住宅を求めて近隣都市（府南部、滋賀県、大阪府）へ家族で転出していると推察される状況にある。</p> <p>このような世代の「京都に住みたい」「京都に住み続けたい」を応援するため、令和6年8月から「京都安心すまい応援金（京都市子育て世帯既存住宅取得応援金）」を実施し、子育て世帯の既存住宅購入を後押ししている。</p> <p>令和7年度は、令和6年度の申込状況が好調であることから、予算額を大幅に充実することにより、対象となる子育て世帯の更なる定住・移住の促進を図る。</p> | | | |
| <p>【事業概要】</p> <p>京都に住みたいと考える若年・子育て世帯の定住・移住を促進するため、最大200万円の「京都安心すまい応援金」制度を令和6年度に引き続き実施する。</p> <p><制度概要> ※令和6年度から変更なし</p> <p>1 交付額：最大200万円</p> <p>(1) 基本額</p> <p>以下のすべての条件を満たす世帯に対し、基本額として100万円を交付する。</p> <p>ア 未就学の子ども（妊娠を含む）がいる世帯</p> <p>イ 築5年以上かつ購入価格500万円以上の既存住宅を自己居住用として購入</p> <p>ウ 既存住宅購入後に市内事業者が施工するリフォーム工事を実施</p> <p>(2) 加算額</p> <p>(1)の基本額に、以下のいずれかを満たすごとに50万円を加算する。ただし、最大2項目、100万円加算まで。</p> <p>ア 子どもが2人以上いる世帯</p> <p>イ 購入する既存住宅が京町家又は管理計画認定を受けたマンション</p> <p>ウ 市外からの転入</p> <p>2 その他の特徴</p> <p>(1) 「まちの匠・ぷらす」など他の改修補助金の併用が可能</p> <p>(2) 金融機関との連携（独立行政法人住宅金融支援機構のフラット35の金利優遇を適用、京都信用金庫の住宅ローンの借入期間を延長）</p> <p>(3) リフォームの相談や事業者の紹介、他の改修補助金の案内、本奨励金の申請受付を行うワンストップ窓口を「京（みやこ）安心すまいセンター」に設置</p> | | | |
| <p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> | | | |

令和7年度 京都市予算案 事業概要

都市計画局

| | | | |
|---|---------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 空き家バンクの活用による子育て世帯の定住・移住促進 | | |
| 予算額 | 3,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担当課 | 住宅室 住宅政策課(222-3667) | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>これまで総合的な空き家対策の推進に取り組み、着実に成果を上げてきた。令和5年住宅・土地統計調査では、本市の空き家は105,300戸、空き家率12.5%となり、前回の平成30年調査から減少している。とりわけ、「京都市空家等対策計画（平成29年3月策定）」において、取組目標としている市場に流通していない空き家数については、目標値「55,000戸に抑制」に対し、44,300戸と大幅に達成している状況である。</p> <p>一方で、本市では、若い世代が、特に結婚・子育て期（25～39歳）に、手が届く価格帯の住宅を求めて近隣都市（府南部、滋賀県、大阪府）へ家族で転出している。本市では、最大200万円を交付する「京都安心すまい応援金」により、若年・子育て世帯の既存住宅購入を後押しし、定住・移住を促進している。</p> <p>また、既存住宅の利活用を促進するため、「Kyoto Dig Home Project」として、既存住宅を活用した魅力的な暮らし方や、DIYやリノベーション事例、本市のサポート情報などをホームページやSNSで発信するとともに、子育て世帯にはリーフレットの配布などにより、情報を直接届けている。</p> <p>これらの取組により、若い世代が既存住宅をすまいの選択肢とする機運の醸成が図られてきていることを受け、市場に流通していない住宅の情報を具体的に提供していく仕組みが必要となってきた。</p> | | | |
| <p>【事業概要】</p> <p>宅地建物取引士、建築士、司法書士、行政書士などの専門家の協力の下、連携して総合的な空き家対策の推進に取り組んでおり、これらの各種の専門家と本市がチームを組んで、「空き家を売りたい・貸したい所有者」や「京都ですまいを探している方」からの相談を受け、マッチングにつなげる仕組みとして「京都安心すまいバンク（仮称）」を創設し、子育て世帯の定住・移住を支援する。</p> <p>住宅の情報は、本市のホームページで発信するほか、「全国版空き家バンク」にも掲載し、幅広くマッチングできる機会を提供する。</p> <p>（所有者向けの支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家と本市が一体となって相談に乗る ・ 専門家は、相談内容や物件に応じて本市が紹介する ・ 現地調査のうえ、売却や賃貸に向けたアドバイスも可能 <p>（京都ですまいを探している方向けの支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 探している物件の希望（エリア、規模、価格帯など）を登録できる ・ すまい探しはもちろんのこと、耐震や省エネなどのリフォーム相談も可能 ・ 地域の情報や、活用できる補助金も紹介 | | | |
| <p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> | | | |

令和7年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局、都市計画局

| | | | |
|---|---|------------|----|
| 事務事業名 | まちづくり関連情報のデジタル化推進事業 | | |
| 予算額 | 134,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担当課 | 文化芸術都市推進室 文化財保護課(222-3130) 都市企画部 都市総務課(222-3641) | | |
| <p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>京都市では、これまでから、用途地域等の都市計画情報、景観情報、遺跡情報等、まちづくりに関連する情報を、市民や事業者が来庁することなく得ることができるよう、GISを活用した個別のWEB閲覧システムを用いて公開するなど、情報のデジタル化を図っている。</p> <p>一方、建築計画概要書や定期調査報告概要書の建物情報、土地の開発状況に関する開発登録簿や遺跡地図・発掘調査履歴といった情報については、多くの閲覧要望がある中で、利用者が来庁のうえ手続きする必要があるとあり、情報によっては個人情報保護の処理が必要となることから、閲覧まで長時間お待たせするなど利用者に負担が生じている状況である。</p> <p>※ GIS（地理情報システム：Geographic Information System） 位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示する技術</p> | | | |
| <p>【事業概要】</p> <p>市民や事業者が、建築計画概要書や開発登録簿、遺跡地図等といった情報を、来庁することなく得ることができるよう、GISを活用したインターネット公開サービスのさらなる充実を図るとともに、まちづくりに関連する多様な情報をオープン化することにより、市民・事業者が新たなイノベーションを創出できる環境を構築する。</p> <p>サービスの提供に当たっては、情報の種類に応じた以下のWEB閲覧システムを構築する。</p> <p>1 建築計画概要書等WEB閲覧システム構築（都市計画局） （対象：「建築計画概要書」、「定期調査報告概要書」の建物情報） 土地建物の取引において利用される建築計画概要書等の情報については、利用者の申請に基づき閲覧に供する必要があることから、利用者登録申請機能を設けたWEB閲覧システムを構築し、運用を開始する。</p> <p>2 京都府・市町村共同 統合型GISシステムの導入（文化市民局・都市計画局） （対象：「開発登録簿」、「指定道路情報」、「遺跡情報」） 市民・事業者に幅広く提供する情報については、京都府が運営している統合型GIS（府下共通のクラウドサービス）を導入し、市民・事業者にご利用しやすいWEB閲覧システムを構築する。</p> | | | |
| <p>【事業スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 建築計画概要書等WEB閲覧システム及び 京都府・市町村共同 統合型GISシステムの運用開始（令和8年3月） ・令和8年度（予定）既存閲覧システムから 京都府・市町村共同 統合型GISシステムへの移行（都市計画局） | | | |
| <p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> | | | |